

○井神議長 通告5番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。
市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

臨時職員等の処遇改善を。安心して働き続けられる環境にするために。

労働者の3人に1人、25歳以下の青年労働者では2人に1人が、今、臨時、派遣などの、いわゆる非正規労働者ということになっています。全国で年収200万円以下の働く貧困層、ワーキングプアが1,000万人を超えています。その原因は、労働法の改悪で、派遣など非正規雇用が大きくふえたことです。家庭が持てない、結婚もできない、家族のきずなも希薄になる。少子高齢化を助長すると、こういう結果を生み、また犯罪の増加など社会問題化している状況もあります。

公務の職場ではどうでしょうか。官製ワーキングプアという言葉も生まれ、官公庁でも非正規化が進み、官製ワーキングプアは全国60万人と言われています。全国の自治体の正規職員は減り続け、非正規職員がふえています。非正規職員の増大は、賃金格差や雇用の不安定化につながり、公共サービスや教育の質の確保にも影響を与えかねません。

過去、2011年6月議会にも取り上げましたが、公務員削減問題については、市民のニーズのあるところに必要な公務員が配置されているかどうかであって、この点を踏まえない公務員削減論は、真面目な議論とは言えず、事実上、市民サービスの低下を招く改悪と言わなければならない。公務員は、国民全体の奉仕者として、国民生活と権利を守る重要な役割を担っています。国民、市民の税金を無駄なく使い、国民、住民のための効率的で公正な行政運営を進めるためにも、公務員は少なければ少ないほどよいというものでもなく、福祉、医療、教育などに携わる人たちを減らしたりすることはやるべきでないと考えています。

憲法に保障された国民の権利、暮らしの安心・安全を守り、教育と医療、介護、福祉、保育などの社会保障や環境、防災を支えるためには必要な人員を確保し、その役割にふさわしい待遇と労働条件を確保してこそ行き届いた行政サービスができると言ってきました。

必要な部署には正規雇用が当たり前と考えますが、しかし、実際には、この岩出市でも非正規職員が配置され、なくてはならない存在ともなっています。住民と接する職員の賃金を初めとした労働条件や職場環境が保障されなくて住民に質の高いサービスが提供できるのか。岩出市における現状、実態について明らかにして

ほしいと考え、質問をいたします。

まず1つ目は、仕事の内容や責任に応じた賃金・手当となっているのか。

2つ目に、年休・病休・夏季休暇・忌引休暇制度はどうか。

3点目は、産前産後・育児・看護・介護休暇はどのようになっているのか。

また4点目は、経験年数加算についてお聞きをします。

次に、総務省は、2014年7月4日、公務員部長名で、臨時・非常勤職員及び任期つき職員の任用等についてを地方自治体人事委員会に通知しました。これは平成21年4月24日付にも総務省自治行政局公務員部公務員課長から、任用の際の勤務条件の明示及び休暇、その他の勤務条件に関して留意すべき事項等について示されましたが、総務省が行った調査で、臨時・非常勤職員が増加傾向にある一方、21年通知の趣旨が、いまだ必ずしも徹底されていない実態が見受けられる。また、臨時・非常勤職員の任用等に関連する裁判例や法令改正などの新たな動きも生じている。

このような事情を踏まえ、今回、臨時・非常勤職員や任期つき職員の任用等について、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるよう、改めて留意すべき事項に関し、考え方を取りまとめ通知されております。現行の臨時・非常勤職員の任用等にかかわる取り扱いを再度検証した上で、必要な対応を図っていただきますようお願いいたしますとありますが、この通知を受けて、趣旨に対する認識と処遇改善の取り組みについて、この間、行われた改正などございましたら、それについてお答え願いたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員ご質問の1番目、臨時職員等の処遇改善をについての1点目を一括してお答えいたします。

現在、市の臨時職員は、事務補助員などの一般事務を初めとして、154人が在籍してございます。賃金、手当及び休暇については、岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例及び岩出市臨時的任用職員の任用等に関する要綱に基づき、支給及び付与してございます。

具体的に申し上げますと、賃金等の給与関係については条例第6条から第11条で定めており、賃金額については、別表に記載のとおり、職種に応じて定めてございます。また、休暇については、条例第3条から第5条及び要綱第5条で定めており、年次有給休暇、忌引休暇、産前産後休暇、看護休暇、育児時間休暇は付与してございますが、病気休暇、夏季休暇、介護休暇は付与してございません。

なお、条例の定めのとおり、経験年数加算はございません。

次に、2点目については、総務省自治行政局公務部長通知の内容のどの業務に、どのような任用、勤務形態の職員を充てるかについては、基本的には、各地方公共団体において判断されるものであり、組織において最適と考える任用勤務形態の人員構成を実現することによって、最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要であるとあり、それに沿った組織運営を行ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、具体的にいきたいと思うんですが、年休についてでございます。

当然、岩出市の場合は年休のほうは認めてあるんですが、繰り越しというのを認めていないんです。この繰り越しは、なぜ岩出市としては認めていないのか、それをまずお聞かせ願いたいと思います。

この繰り越しについては、和歌山県内の自治体を調べますと、14市町村、繰り越しを認めてありまして、市としては、和歌山市、橋本市、紀の川市、田辺市などが実施しています。これについて、岩出市でも改善する方向性は、考えはないのかという点についてもお聞かせください。

夏季休暇でございます。夏季休暇についても、これ調べたところ、岩出市の場合は実施はされておられません。実施している和歌山県内は11市町村ありまして、市段階では、和歌山市、橋本市、海南市、田辺市、新宮市ではございます。なぜ、これ、岩出市では夏季休暇というのを認めてもらえないのか、その点もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

産前産後、育児、また介護、看護、それぞれあるわけですが、これについてでも、県内の状況を調べますと、産前産後も20市町村、育児も12市町村、看護も14市町村、介護も11市町村が認めているという形の県内の報告となっているわけです。岩出市として、ちょっと聞き取らなかったんですが、認めていない部分が、この中にもあると思います。それについての改善、例えば、育児だったり、介護だったりという部分では、改善の余地はできないのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

経験年数について、ここで述べたいのは、保育士の関係でございます。保育の質という点では、保育士というのは経験です。いわゆる対人サービス、介護とか保育とかは、一定の経験が必要となってきます。経験の積み重ねは、雇用条件、労働条件に左右されます。働き続けられる雇用なのか、そうでないのか、あるいは働き続けられる賃金体系なのかどうかということです。特に保育士の場合、非常勤であっ

ても、クラスを担任をするなど、長期にわたり正規職員と同様の仕事をしているというふうな形で考えています。

しかし、経験加算がなく、どれだけ働いても給料が上がらない。国は非正規は、あくまで臨時的に必要な仕事を補助的に担うものという概念です。しかし、実際には、国家資格を有する専門職は非常勤で、継続して雇用するケースも多く、非正規であっても常用雇用になっていると考えます。

私は、同一労働、同一賃金で、必要であれば正規での雇用は当たり前と考えますが、しかし、それができないなら、正規に近づける努力をこの自治体としてもすべきだと考えます。

この経験加算という点で、和歌山県内の状況を調べてまいりました。和歌山県の状況は、11の自治体で、保育士に関しては経験加算というのを実施しています。橋本市、紀の川市、御坊市、田辺市、新宮市、市段階ではこの部分が経験年数加算というのをされています。岩出市としては、ほかの市と比べても、時給などの単価というのは、和歌山市に次いで2番目に高く設定がされていることはわかります。しかし、これも保育士の人材が、なかなか募集をしても集まらないという状況があることも実際にはお聞きをしています。安心できる働き方にしてこそ、よい人材が集まり、働き続けていけることにつながるのではないのでしょうか。これは岩出市にとっても、何より保育を受ける子供や親にとっても安心して子供を預けられる信頼関係を築くことができる大事なことだと考えますが、この経験年数加算の実施について、今後、岩出市としてもそういう取り組みを行う方向、そういった考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の年次有給休暇の繰り越しの理由についてでございます。

ご承知のように、臨時的任用職員につきましては、半年ごとの新たな雇用であることから、繰り越しについては現行行っておりません。

それから、2点目の夏季休暇の件でございますけども、これにつきましては付与していないということでございまして、年次有給休暇で対応していただきたいと、このように思います。

それから、病気休暇については、これは労働基準法上の規定がないということでありますので、病気休暇は付与してございません。

それから、介護休暇については、これは法律で規定されておりますので、介護休暇の付与はしておりません。ただ、おっしゃったように、看護休暇については、制度としてございますので、適用されます。

それから、3点目の産前産後の関係の休暇でございますけども、休暇については、一般的に、国の非常勤職員の関係で、人事院規則が定められておりますので、その規則に定めのとおり、市のほうとしては対応しているというところであります。

それから、4点目の保育士等の経験年数の件でございますけども、他市の状況もおっしゃってございましたけども、臨時的の職員については、いわゆる臨時の職に従事するという趣旨、性格でございますので、経験年数についてはなじまないものと、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

市來利恵議員、2番目の質問をお願いいたします。

○市來議員 子どもの医療費助成制度と償還払いについて、質問を行いたいと思ひます。9月議会に引き続き質問をいたします。

これまでにも取り上げてきましたが、子どもの医療費助成制度については、市民の方々が願う中学校卒業まで無料化をすることを強く願うものですが、現制度の問題点については議会でも述べさせていただきました。1割負担になり、私もたくさんの市民の皆さんから喜びの声を聞いております。しかし、それと同時に、償還払い制度への意見も数多く聞いてまいりました。まず、制度変更後の市民の声、意見など、どういったものが市に寄せられているのかをお聞きいたします。

2つ目は、市民への周知には、行政のほうも努力されており、学校を通して案内を行っていただくなど、取り組みが行われているため、かなり保護者の方にも行き届いたなど、日ごろの会話の中からも受け取ることができます。制度変更から3カ

月が経過いたしました。医療機関受診と償還払いの申請状況は、現在、どのような結果が出ているのかをお聞きいたします。

3点目は、9月議会の一般質問において、答弁で、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているとお答えになっております。その環境問題について、いつ整うのか、これについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の制度変更後の市民の声、意見などはいかがでしょうかでございますが、開始当初での受給資格者の事前登録の際は、病院に行く都度、申請に来ないといけないのかという質問が多数あり、まとめて申請することができますとの説明にご理解をいただいていたところでございます。

現在、申請窓口では、医療機関で1割負担にしてほしい、申請に来るのが面倒といった声も聞かれますが、多数の方には返ってくるので助かると喜んでいただいております。

2点目の制度変更からの医療機関受診と償還払いの申請状況はどうかについてでございますが、制度拡大分の償還払いの申請件数は、11月末現在で1,038件でございます。また、医療機関受診状況は、受給者の大部分が社会保険加入者のため、全件数を把握することはできません。

続いて、3点目の現物給付する上における環境問題は、いつ整うのかについてでございますが、現物給付方式導入に当たっては、審査支払機関における審査支払い処理が可能となるシステムの整備は必須となりますが、他のさまざまな処理が正確かつ確実に実施できるかどうかなど、あわせて十分検討、点検する必要があります。医療機関においても、それに沿ってレセプト請求する環境を整える必要がございます。

現在、社会保険診療報酬支払基金や国保連合会と検討しているところでありますが、実施が可能かどうかを判断できる段階には至っていないことから、引き続き協議・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、現時点においてはご質問に対するお答えはできかねます。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 いろんな形で、今現在、検討が進んでいるという形を言われていたと思

うんです。ぜひ、私は、これやってほしいのは、現行制度では、一旦、窓口で3割負担が生じ、結局、お金がなければ行けないということにつながってまいります。今、子供の貧困が問題視されていると言われておりますが、子供の貧困は、イコール親の貧困でもあるということです。経済的支援という形で、子ども医療費のことをやっておられますが、ぜひ、現物給付の実施というのを可能にさせていただけないか。これをぜひ実施する方向、確実にやるように着実に進めていただきたいと思います。

次に、現物給付すれば、今、国はペナルティー後、減額調整を行っておりますが、厚労省は、9月に、子ども医療費制度のあり方等に関する検討会を立ち上げております。今後、現物給付に対するペナルティーが廃止される場合も予想されるわけですが、廃止された場合は、速やかに償還払い方式はやめられていくのか、この辺もお聞きしたいと思います。

先ほどから、システムの関係で検討されているということですが、これまでの医療費の流れについては、就学前までの無料の場合は、該当世帯に医療受給者証が発行され、医療機関へ行けば、保険証と一緒に提出されれば、窓口無料となっております。医療費の支給を受けようとする医療機関等は、和歌山県国民健康保険団体連合会を經由し、診療報酬請求書にて請求がされるわけです。または和歌山県社会保険診療報酬支払基金を經由して、診療報酬請求書にて請求がされるということです。

県外の医療機関については、現制度と同じく償還払い方式でやっておりますが、これが通常の今まで行われてきた支払いだったと思います。現在の制度で考えれば、医療受診後、市民は窓口で3割負担払い、医療機関は7割分を同じように、連合会、支払基金に請求することになります。ここで違いがあるのは、市民の方は3割を払っているの、2割分を市に申請を提出し、返していただくという事務作業が生まれてまいります。

同時に、行政側も市民と連合、支払基金等と両方へ対応が求められるということになるわけです。このことから考えますと、事務的な問題点からいっても、市民側にも負担を求め、行政側も二重に負担を強いられているということになるんですが、このことから、窓口で1割でできるような形にならないのかという点です。

こういう過程でいくと、窓口1割負担で、もし市民が済めば、医療機関は9割を連合、支払基金に請求するだけで済む。簡単に言えばですよ、この流れで言うと、請求するのは簡単な方法ではないかというふうに考えられるわけです。市民の手間、

行政の手間も省くことができる。これについてどのように考えているのか。システム上の関係等々をいろいろおっしゃるんですが、結局、この1割自己負担を強いていることが、かえってややこしくさせているのではないか。いろんな形で、和歌山県内、年齢の上限など、制度についても個々ばらばらでやっておられます。

しかしながら、この県内でも受領委任払いという形で、各自治体ができている中で、岩出市だけ、こうしたように負担を求めているということ、しかも、償還払いにしているというのは、この制度自身が妨げているのではないかというふうに考えられます。その点から見てどうなのか。

ぜひ、本来であれば、中学校卒業まで無料というのは求めるべきですが、しかしながら、現制度であるのであれば、1割負担で済むようにできる方向に必ず持って行っていただきたいのですが、その辺について、積極的なご答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、市の考え方は、これまでも何度か申し上げてきましたように、今回の1割負担にしていることにつきましては、少額でも自己負担していただくことで、子供を病気や事故等から守るという、子育てする立場の方としての務めを果たしていただけるものと考えてございますので、1割負担については、今後も引き続きそれで実施していきたいと考えてございます。

それから、市民の方あるいは行政にとってもということ、その利便性あるいは行政の効率化ということは、これは当然、改善できるところについては、改善を進めていくべきであるというふうには考えてございますが、まず、審査支払い処理の関係でございますが、審査支払い処理というのは、国保連合会において、レセプトに間違いがないかを審査した後、計算処理し、保険給付の部分は保険者に、それから、公費の分は県や市町村に請求し、医療機関等に支払いするというのが主な流れということになってございますが、公費負担医療と子ども医療が併用の場合に、一部自己負担金額をシステム上、どう判断させるか等に問題があり、また、高額療養費の額を判定するためには、現状のシステムでは正しく計算できないといった危惧もございます。そういったことから、カスタマイズで対応可能かなどを検討しているというところでございます。

また、他のさまざまな処理という部分で、市の事務において必要とする帳票類の

ことで、主には負担金、これは療養給付費等の負担金、あるいは調整交付金、補助金につきましては、県の乳幼児医療費県補助金等の申請を正確に行うための帳票類やデータの提供が可能であるかなどを検討していると、こういうところでございます。

そういうことで、この現物給付につきましては、9月の議会において、環境が整い次第というふうにお答えをさせていただきましたとおり、現在、それに向けて、それが可能かどうかであるかということについて、関係機関等を含めて検討・協議を進めているということでございますので、現時点においては、現物給付は可能であるかどうかということの判断はできかねると、こういうことでございますので、ひとつご理解いただきたいと、このように思います。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。